

## 一般廃棄物収集運搬処理業務委託仕様書

下記により、一般廃棄物（ごみ）の収集運搬処理を分別品目別に事業系指定袋等により実施すること。

委託名 千葉市消防局・中央消防署他25か所一般廃棄物収集運搬処理業務委託  
(単価契約)

委託場所 千葉市中央区長洲1-2-1他25か所  
千葉市消防局・中央消防署他25か所

予定数量 71,000kg

### 1 収集場所1 千葉市消防局・中央消防署

#### (1) 収集回数及び使用する収集容器

- ア 排出は、事業系指定袋（45ℓ及び90ℓ）を使用し、可燃ごみの収集については、平日毎日とする。
- イ リサイクルできる紙の収集については、平日毎日とする。
- ウ その他、必要事項については、別に指示する。

#### (2) 収集量確認

本施設は、事業用大規模建築物となるため、委託者「消防機関」（以下委託者という。）が用意した事業系一般廃棄物管理票（別添1）（A票・B票・C票・D票の4枚綴り）を使用すること。

- ア 委託者は、4枚複写の管理票に必要事項を記入し、署名後、廃棄物とともに収集運搬業者へ渡すこと。
- イ 収集運搬業者は、廃棄物受領時に管理票の所定欄に署名し、4枚の内の1枚（A票）を委託者へ渡すこと。
- ウ 委託者は、収集運搬業者から戻された1枚（A票）を保管すること。
- エ 収集運搬業者は、残りの3枚（B票、C票、D票）を廃棄物とともに、市「一般廃棄物受付」（以下市という。）へ手渡すこと。
- オ 市は、一般廃棄物の搬入時に管理票の所定欄に押印し、3枚の内1枚（B票）を保管し、残り2枚（C票、D票）を収集運搬業者へ手渡すこと。
- カ 収集運搬業者は、市から戻された2枚の内1枚（C票）を保管（5年間）し1枚（D票）を速やかに委託者へ渡すこと。
- キ 委託者は、収集運搬業者から戻された管理票（D票）を保管している管理票（A票）と照合し、指示どおりに処分が行われたかチェックすること。  
（A票、D票は5年間保存）

#### (3) 処理量の換算

処理量は、容量（ℓ）から重量（kg）換算することとし、可燃ごみ及びリサイクル出来る紙は、45ℓ袋で4.5kg、90ℓ袋で9kgとする。

### 2 収集場所2 千葉市中央消防署蘇我出張所他22か所

#### (1) 収集回数及び使用する収集容器

- ア 排出は、事業系指定袋（45ℓ）を使用し、可燃ごみの収集については週2回（中2日以上あける「例：月・木、火・金」）とする。
- イ リサイクルできる紙の収集については、月1回以上とする。
- ウ その他、必要事項については、別に指示する。

(2) 収集量確認

委託者が用意した一般廃棄物（ごみ）の分別品目別・収集運搬量確認書3枚綴り（別添2）（消防控え・委託業者控・請求用）を使用すること。

ア 委託者は、3枚複写の確認書に必要事項を記入し、署名後、廃棄物とともに収集運搬業者へ渡すこと。

イ 収集運搬業者は、廃棄物受領時に、確認書の所定欄に署名し、3枚の内の1枚（消防控え）を委託者へ渡すこと。

ウ 委託者は、収集運搬業者から戻された1枚（消防控え）を保管すること。

エ 収集運搬業者は、委託者から戻された3枚の内1枚（委託業者控え）を保管（2年間）すること。

オ 収集運搬業者は、残りの確認書（請求用）を1か月分まとめ、請求書とともに消防局総務部施設課へ提出すること。

(3) 処理量の換算

上記1（3）と同じとする。

3 集積場所3 千葉市花見川消防署畑出張所（花見川区役所内）

(1) 収集回数及び使用する収集容器

ア 排出は、事業系指定袋（45ℓ）を使用し、可燃ごみの収集については週1回とする。

イ リサイクルできる紙の収集については、月1回以上とする。

ウ その他、必要事項については、別に指示する。

(2) 収集量確認

上記2（2）と同じとする。

(3) 処理量の換算

上記1（3）と同じとする。

4 収集場所4 千葉市消防総合センター

(1) 収集回数及び使用する収集容器

ア 排出は、事業系指定袋（45ℓ及び90ℓ）を使用し、可燃ごみの収集については週3回とする。

イ リサイクルできる紙の収集については、週1回以上とする。

ウ その他、必要事項については、別に指示する。

エ 消防総合センター内には、消防学校、整備実習工場、航空隊、計3か所の集積場所を設ける。

(2) 収集量確認

委託者が用意した一般廃棄物（ごみ）の分別品目別・収集運搬量確認書3枚綴り（別添2）（消防控え・委託業者控・請求用）を使用すること。

なお、センター内は1回1枚の確認書を発行するものとし、確認は消防学校が代表して行うものとする

ア 委託者は、3枚複写の確認書に必要事項を記入し、署名後、廃棄物とともに収集運搬業者へ渡すこと。

イ 収集運搬業者は、廃棄物受領時に、確認書の所定欄に署名し、3枚の内の1枚（消防控え）を委託者へ渡すこと。

ウ 委託者は、収集運搬業者から戻された1枚（消防控え）を保管すること。

エ 収集運搬業者は、委託者から戻された3枚の内1枚（委託業者控え）を保管（2年間）すること。

オ 収集運搬業者は、残りの確認書（請求用）を1か月分まとめ、請求書とともに消防局総務部施設課へ提出すること。

(3) 処理量の換算

上記1(3)と同じとする。

5 収集日時

消防局総務部施設課と事前に調整し、上記収集回数を遵守して収集漏れのないようにすること。

6 収集場所

別紙のとおり

7 数量の端数処理について

各月請求時の数量については、可燃ごみ及びリサイクルできる紙に分け、それぞれ10kg未満は切り上げるものとする。

8 その他

収集場所のごみの飛散等に留意すること。